

「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始されました

9月27日の全世代型社会保障構築本部において、

(1) 106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）

(2) 130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）

(3) 配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）

等を内容とする「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定され、①キャリアアップ助成金のコースの新設及び④企業の配偶者手当の見直し促進を含む各施策について、10月20日から開始したところです。

各種リーフレット等については、下記サイトをご覧ください。

また、キャリアアップ助成金については、愛知労働局職業対策課あいち雇用助成室に御確認ください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」 厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)



「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」
厚生労働省ホームページ



(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html)